公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第４１７号
京都府宇治市小倉町南浦29番地の１
債務者　里見　良継
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　糸瀬　美保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３６号
鹿児島県鹿屋市寿８丁目22番49号
債務者　佐藤　孝行
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　選子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第６３８号
福岡県遠賀郡水巻町下二東３丁目13番20号ブライトシップα202号
債務者　副田　孝子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一柳　俊文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７６号
北九州市小倉北区江南町２番１―206号
債務者　上杉　富恵（旧姓伊妻）
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　洋行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１０４号
長崎県長崎市平戸小屋町14番50号　浜本ＡＰ101
債務者　門脇　俊彦
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月19日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４８２号
さいたま市北区本郷町1594番地４
債務者　菅野　安政
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富永　高朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月29日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１９５６号
大阪市中央区島之内１丁目16番22―404号
債務者　住谷三代子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　權野　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２１号
茨城県常陸大宮市千田2090番地
債務者　大竹　礼子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　真一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１０７号
佐賀市兵庫南２丁目１番28号　西岡アパート102、前住所佐賀市川副町大字福富14番地14
債務者　萩原　清隆
1　決定年月日時　平成28年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下津浦　公
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４５号
鹿児島県志布志市志布志町志布志889番地11
債務者　横山　欣秀
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺田　昭博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第７３２号
札幌市手稲区手稲本町１条１丁目１番15―902号
債務者　橋詰　範之
1　決定年月日時　平成28年５月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　　彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月25日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２６７号
愛知県大府市北崎町６丁目300番地、従前の住所愛知県大府市北崎町６丁目94番地
債務者　長谷川大樹
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水加奈美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月１日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３３号
北九州市小倉南区徳力団地80番203号
債務者　曽根崎　裕
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清成　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７６１号
札幌市白石区南郷通17丁目南２番10号、住民票上の住所札幌市清田区平岡４条２丁目11番２号
債務者　矢部　　直
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木貴教
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９０６号
大阪市都島区大東町１丁目11番８号３Ｆ
債務者　山下　竹美
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　英倫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４９号
金沢市畝田東１丁目107番地　スプラウトⅡ203号、従前の住所金沢市八日市出町181番地１
債務者　麺屋いっけいこと　稲本　敏秀
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　亘市
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月31日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
金沢地方裁判所民事部